

弘前市国民健康保険運営協議会委員の公募要領

(目的)

第1条 この要領は、弘前市国民健康保険条例第2条に規定する委員のうち第1号に規定する「被保険者を代表する委員」にかかる公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集人員)

第2条 公募による委員数は4名以内とする。

(応募資格)

第3条 委員に応募できる者は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 弘前市国民健康保険被保険者で、満18歳以上の者かつ任期中に後期高齢者医療制度に加入しない(75歳に達しない)者
- (2) 応募する者の属する世帯の国民健康保険料・市税等に滞納がない者
- (3) 市の他の附属機関の委員でない者
- (4) 市議会議員でない者
- (5) 市職員(退職者を含む。)でない者

(応募方法)

第4条 応募者は住所、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号、Eメールアドレス、応募の動機、自由意見(800字以内)を記入した応募用紙を提出するものとする。

- 2 応募者は応募用紙を公募期間の末日までに国保年金課に持参、郵送、ファクス、又は電子メールにて提出するものとする。
- 3 提出された応募用紙は公開及び返却しないものとする。

(選考方法等)

第5条 公募委員候補者の選考は、弘前市国民健康保険運営協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」)が行うものとする。

- 2 選考審査は、応募用紙に記入された内容について、選考委員会が公正かつ合理的に行うものとする。
- 3 公募委員候補者の中から部長決裁により公募委員を決定する。
- 4 結果は、全ての応募者に書面で通知するものとする。

(特例)

第6条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、公募によらないで委員を選任することができるものとする。

(1) 応募者が公募人数に満たなかったとき

(2) 選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年8月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年2月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年7月9日から施行する。